

## 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月31日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

政府の基本方針、政府専門家会議の見解等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のため、市内の学校施設をはじめとする公共施設の業務、市内行事等について、桜井市新型コロナウイルス対策本部(以下「対策本部」という。)より、下線部の通り対策方針を改定いたしました。

## 1. 市立小中学校、幼稚園

## (1)市立小中学校及び市立幼稚園の再開等

区 分	中学校	小学校	幼稚園
再開について	3月25日(水)から再開して春期休業とする	3月25日(水)から再開して春期休業とする	3月25日(水)から再開して春期休業とする
始業式	規模を縮小した上で執り行う	規模を縮小した上で執り行う	規模を縮小した上で執り行う
入学(園)式	規模を縮小した上で執り行う	規模を縮小した上で執り行う	規模を縮小した上で執り行う
その他	部活動は、分散活動等の感染防止への配慮を行った上で、2時間程度の範囲で活動を再開する	なし	なし

## 2. 学童保育所

3月19日(木)、3月21日(土)、3月23日(月)、3月24日(火)、及び春休み期間中(日祝除く)は、8:00~18:30(延長の場合は19:00)の開所とする。ただし、感染者発生時の対応については下記のとおりとする。

(1)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、対策本部が、学童保育所の臨時休業を検討する。

(2)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

### 3. 市立保育所

- (1) 市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、対策本部が、市立保育所の臨時休業を検討する。
- (2) 児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。
- (3) 3月に予定されている卒園式については、時間短縮と来賓や在園児童の出席を控えることによる規模縮小を行い執り行うこととする。

### 4. 市内行事と施設の取り扱い

- (1) 4月30日(木)まで、市主催行事を延期または中止する。
- (2) 4月30日(木)まで、市内で開催される市主催以外の行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要がない限り、延期または中止を要請する。
- (3) 公共施設について、市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、対策本部が休業や業務の縮小を検討する。なお、臨時休業や業務を縮小する施設は(4)のとおり。
- (4) 臨時休業や業務の縮小する施設
  - ① まほろばセンター関係
    - ・ひみっこぱーくについて、令和2年4月30日(木)まで臨時休業
    - ・まほろばセンターの高校生の自習室・交流スペースについて、令和2年4月30日(木)まで臨時休業
    - ・ドレミの広場について、令和2年4月30日(木)まで臨時休業
    - ・健康ステーションについて、令和2年4月30日(木)まで臨時休業
    - ・貸館について、令和2年4月30日(木)まで利用を休止
    - ・講座について、令和2年4月30日(木)まで利用を休止
    - ・市民活動交流拠点(会議室)について、令和2年4月30日(木)まで利用を休止
  - ② 桜井市保健福祉センター「陽だまり」関係
    - ・つどいの広場について、令和2年4月30日(木)まで臨時休業
  - ③ 市立図書館
    - ・3月25日(水)から本の貸出及び返却業務のみ再開する
  - ④ 市立公民館
    - ・令和2年4月30日(木)まで利用を休止
  - ⑤ 総合体育館、市民体育館

・4月30日(木)まで、市主催の行事等及び施設利用は休止

・市以外の主催の行事等は主催者が判断する

⑥ 芝運動公園

・3月25日(水)屋外の施設の利用を再開

⑦ 市民会館

・4月30日(木)まで、市主催の行事は休止

・市以外の主催の行事等は主催者が判断する

⑧ 総合福祉センター

・4月30日(木)まで市主催の行事等並びに施設利用は休止、ただし、デイサービス事業は継続

## 5. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

(1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。

(2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。

(3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。

(4)市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

## 6. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。

## 7. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。